



平成28年2月12日

各 位

会 社 名 理 研 コ ラ ン ダ ム 株 式 会 社
埼玉県鴻巣市宮前 547 番地の 1
代 表 者 代 表 取 締 役 社 長 下 村 洋 喜
コード番号 5395 東証第二部
問 合 せ 先 常 務 取 締 役 杉 浦 順
電話 048 - 596 - 4411

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成28年3月25日開催予定の第117回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の理由

- (1)当社は、取締役会の監督機能を強化し、コーポレート・ガバナンスの一層の充実を図るため、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行したいと存じます。これに伴い、監査等委員会設置会社への移行に必要な監査等委員および監査等委員会に関する規定の新設ならびに監査役および監査役会に関する規定の削除等の変更を行うものであります。
- (2)業務執行を行わない取締役が期待される役割を十分に発揮する事ができるよう、会社法第427条第1項の責任限定契約に関する規定に基づき、定款の一部変更を行うものであります。なお、本定款変更については、各監査役の同意を得ております。
- (3)法令で定める監査等委員である取締役の員数が欠けた場合において、補欠の監査等委員である取締役の選任を毎年行う不便さを解消するため、補欠の監査等委員である取締役の選任の効力を2年とする旨を定款第23条として新設するものであります。
- (4)機動的な配当政策および資本政策の遂行を可能にするため、剰余金の配当等を取締役会決議によって行えるよう定款第41条、第42条として新設するものであります。また、新設規定と併せて、関連する規定を変更、削除するものであります。
- (5)その他、上記の変更に伴い、条数の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催予定日 平成28年3月25日(金曜日)
定款変更の効力発生予定日 平成28年3月25日(金曜日)

以 上

【別紙（定款変更の内容）】

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第1章 総 則 第1条～第3条（条文省略）</p> <p>（機関） 第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 （1）取締役会 （2）<u>監査役</u> （3）<u>監査役会</u> （4）<u>会計監査人</u></p> <p>第5条～第19条（条文省略）</p> <p>第4章 取締役および取締役会 （員数） 第20条 当社の取締役は、13名以内とする。 （新設）</p> <p>（選任方法） 第21条 取締役は、株主総会において選任する。 （第2項は条文省略） （第3項は条文省略）</p> <p>（任期） 第22条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 （新設）</p> <p><u>2．増員または補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。</u> （新設）</p>	<p>第1章 総 則 第1条～第3条（現行どおり）</p> <p>（機関） 第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 （1）取締役会 （2）<u>監査等委員会</u> （削除） （3）<u>会計監査人</u></p> <p>第5条～第19条（現行どおり）</p> <p>第4章 取締役および取締役会 （員数） 第20条 当社の取締役（<u>監査等委員である取締役は除く。</u>）は、13名以内とする。 <u>2．当社の監査等委員である取締役は4名以内とする。</u></p> <p>（選任方法） 第21条 取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。</u> （第2項は現行どおり） （第3項は現行どおり）</p> <p>（任期） 第22条 取締役（<u>監査等委員である取締役は除く。</u>）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 <u>2．監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> （削除）</p> <p><u>3．任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締</u></p>

<p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>(代表取締役および役付取締役) 第 23 条 代表取締役は、取締役会の決議によって選定する。</p> <p>2. 取締役会の決議によって、取締役会長、取締役社長各 1 名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</p> <p>第 24 条 (条文省略)</p> <p>(取締役会の招集通知) 第 25 条 取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>(取締役会の決議方法等) 第 26 条 (第 1 項は条文省略) 2. 当社は、取締役会の決議事項について、取締役(当該決議事項について議決に加わることができるものに限る。)の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が当該決議事項について異議を述べたときはこの限りでない。</p>	<p style="text-align: center;"><u>役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(補欠の監査等委員である取締役の予選の効力) 第 23 条 <u>補欠の監査等委員である取締役の予選の効力は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p> <p>(代表取締役および役付取締役) 第 24 条 代表取締役は、取締役会の決議によって、<u>取締役(監査等委員である取締役は除く。)</u>の中から選定する。</p> <p>2. 取締役会の決議によって、<u>取締役(監査等委員である取締役は除く。)</u>の中から、取締役会長、取締役社長各 1 名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</p> <p>第 25 条 (現行どおり)</p> <p>(取締役会の招集通知) 第 26 条 取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>(取締役会の決議方法等) 第 27 条 (第 1 項は現行どおり) 2. 当社は、取締役会の決議事項について、取締役(当該決議事項について議決に加わることができるものに限る。)の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</p>
---	--

<p>(新設)</p> <p>(取締役会の議事録) 第27条 取締役会の議事録は、法令で定めるところにより書面または電磁的記録をもって作成し、出席した取締役および監査役は、これに署名もしくは記名押印し、または電子署名を行う。</p> <p>第28条 (条文省略)</p> <p>(報酬等) 第29条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(取締役の責任免除) 第30条 (第1項は条文省略) 2. 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外取締役との間に</u>任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p> <p>第5章 監査役および監査役会 (員数) 第31条 <u>当会社の監査役は、4名以内とする。</u></p> <p>(選任方法) 第32条 <u>監査役は、株主総会において選任する。</u> 2. <u>監査役および補欠者の選任決議は、議決権を行使することができる株主</u></p>	<p>(重要な業務執行の決定の委任) 第28条 <u>当会社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</u></p> <p>(取締役会の議事録) 第29条 取締役会の議事録は、法令で定めるところにより書面または電磁的記録をもって作成し、出席した取締役は、これに署名もしくは記名押印し、または電子署名を行う。</p> <p>第30条 (現行どおり)</p> <p>(報酬等) 第31条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。</u></p> <p>(取締役の責任免除) 第32条 (第1項は現行どおり) 2. 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)</u>との間に任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p> <p>第5章 監査等委員会 (削除) (削除) (削除)</p>
---	--

の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(任期)

第33条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

(削除)

2. 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(削除)

(常勤の監査役)

第34条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

(削除)

(監査役会の招集通知)

第35条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2. 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。

(監査等委員会の招集通知)

第33条 監査等委員は、監査等委員会の招集通知を、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2. 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。

(監査役会の決議方法)

第36条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

(監査等委員会の決議方法)

第34条 監査等委員会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(監査役会の議事録)

第37条 監査役会の議事録は、法令で定めるところにより書面または電磁的記録をもって作成し、出席した監査役は、これに署名もしくは記名押印し、または電子署名を行う。

(監査等委員会の議事録)

第35条 監査等委員会の議事録は、法令で定めるところにより書面または電磁的記録をもって作成し、出席した監査等委員は、これに署名もしくは記名押印し、または電子署名を行う。

(監査役会規程)

第38条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。

(監査等委員会規程)

第36条 監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。

<p>(報酬等) 第 39 条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(監査役の責任免除) 第 40 条 当社は、会社法第 4 2 6 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p> <p>2. 当社は、会社法第 4 2 7 条第 1 項の規定により、社外監査役との間に任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>	<p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p>
<p>第 6 章 会計監査人 第 41 条 ~ 第 42 条 (条文省略)</p>	<p>第 37 条 ~ 第 38 条 (現行どおり)</p>
<p>(報酬等) 第 43 条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。</p>	<p>(報酬等) 第 39 条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。</p>
<p>第 7 章 計 算 第 44 条 (条文省略)</p>	<p>第 7 章 計 算 第 40 条 (現行どおり)</p>
<p>(剰余金の配当) 第 45 条 剰余金の配当は、毎年 1 2 月 3 1 日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し行う。</p>	<p>(削除)</p>
<p>(中間配当) 第 46 条 当社は、取締役会の決議によって毎年 6 月 3 0 日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。</p>	<p>(削除)</p>
<p>(新設)</p>	<p>(剰余金の配当等の決定機関) 第 41 条 当社は、剰余金の配当等会社法第 459 条第 1 項各号に定める事項については、法令に別段の定めがあ</p>

<p>(新設)</p> <p>(剰余金の配当等の除斥期間)</p> <p>第47条 剰余金の配当および中間配当は、支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。</p> <p>(新設)</p>	<p>る場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。</p> <p>(剰余金の配当の基準日)</p> <p>第42条 当会社の期末配当の基準日は、毎年12月31日とする。</p> <p>2. 当会社の中間配当の基準日は、毎年6月30日とする。</p> <p>3. 前2項のほか、当会社は、基準日を定めて剰余金を配当することができる。</p> <p>(配当金の除斥期間)</p> <p>第43条 配当金が、支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。</p> <p>附 則</p> <p>(監査役の実任免除に関する経過措置)</p> <p>第1条 平成27年12月31日に終了する事業年度に関する定時株主総会の終結前の会社法第423条第1項の行為に関する監査役(監査役であった者を含む。)の責任の免除および社外監査役と締結済の責任限定契約については、なお同定時総会の終結に伴う変更前の定款第40条の定めるところによる。</p>
---	---